妊娠がわかったら

◇母子健康手帳の交付　　こども相談課　おやこ保健係 電話６４-３１００

妊娠がわかったら、早めに妊娠の届出をしましょう。

妊娠の届出をすると、母子健康手帳が交付されます。（お子さん１人につき１冊）母子健康手帳は、お母さんとお子さんを守る大切なものです。妊娠中からの健康管理と出産の記録、お子さんの健康診査結果や予防接種の記録に使用します。

交付場所 日時	徳育保健センター 月～金（12/29～1/3･祝日除く） 午前９時～午後４時（予約制）
手続方法	予約をして原則妊婦さん本人が来所してください。

母子健康手帳予約（logoform.jp）

◇低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成
こども相談課　おやこ保健係 電話６４-３１００

妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、妊娠判定にかかる初回の産科受診費用について、１回の妊娠につき１回に限り10,000円を上限として助成します。

対象：次のすべての要件に当てはまる方

- 妊娠判定のため国内産科医療機関を受診した日に掛川市に住民登録があり、妊娠の届出をした方（母子健康手帳の交付を受けた方）
- 市町村民税非課税世帯または生活保護世帯に属する方
- 市が世帯の課税状況を確認することに同意する方
- 受診医療機関等の関係機関と市が、必要に応じて支援に必要な情報を共有することに同意する方

申請方法：受診日から６か月以内に、こども相談課　おやこ保健係（徳育保健センター内）へ申請してください。

◇妊産婦健康診査費用の助成　　こども相談課　おやこ保健係 電話６４-３１００

母子健康手帳交付にあわせて「妊産婦健康診査受診票」を発行します。

妊産婦健康診査は妊産婦さんとおなかの赤ちゃんを守るためにとても大切な健康診査です。必ず医師または助産師と相談の上、定期的に受診しましょう。

また、里帰りなどで県外の医療機関を受診するため、受診票が使用できなかった方は、出産後６か月以内に申請をすると、費用の一部の払い戻しが受けられます。

◇新米パパママセミナー　こども相談課　おやこ保健係 電話６４-３１００

妊娠中から出産・育児まで、体験を通して楽しく学ぶための教室です。お友達をつくって、いっしょに赤ちゃんを迎える準備を始めましょう。

対　象	市内在住の方　ご夫婦で参加可能です
内　容	両親育児編、歯科編
費　用	無料
申込み	掛川市子育て総合案内サイト「かけっこ」または、母子健康手帳交付時に配布したチラシの二次元コードにて要予約

詳しくは掛川市子育て総合案内サイト「かけっこ」、母子健康手帳交付時に配布したチラシ、毎月の広報かけがわをご覧ください。

かけっこサイトはこちら　**両親育児編**　**歯科編**

◇産前産後ホームヘルプサービス利用費の助成
こども相談課　おやこ保健係 電話６４-３１００

妊娠・出産などでママが疲れているときや、子育てを支援できる人がいないときに、民間事業者が実施しているホームヘルプ（家事代行）サービスを自宅で利用した場合、掛川市がその費用の一部を助成します。詳しくは掛川市子育て総合案内サイト「かけっこ」をご覧ください。

◇妊婦のための支援給付　こども相談課　おやこ保健係 電話６４-３１００

子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設され、令和７年度から施行されました。これは、妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、伴走型相談支援と組み合わせて行うことにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行うものです。

ご案内（申請）時点に掛川市民の方で、母子手帳を交付された妊婦（胎児心拍が確認できた方）に対して、「妊婦支援給付金」を２回にわけて支給します。

妊婦支援給付金

	妊婦支援給付金（１回目）	妊婦支援給付金（１回目）
申請方法	妊娠届出時にご案内します	赤ちゃん訪問時にご案内します
支給金額	妊婦１人あたり５万円	胎児の数×５万円
支給時期	受付した日の翌月末	受付した日の翌月末